

## 小瀬川水防災タイムライン検討会 設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、小瀬川水防災タイムライン検討会(以下「検討会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 本設置要綱は、台風等による風水害で起こり得る小瀬川水系大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とした検討会に関する必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- (1) 検討会の構成機関を対象とした小瀬川国管理区域内における洪水・内水による水害、土砂災害、高潮等の災害に備えたタイムラインの検討。
- (2) その他必要な事項。

### (組織構成)

第4条 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関をもって組織する。

- 2 検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会に諮って承認を得るものとする。
- 3 検討会には、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

### (検討会の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

### (公 開)

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、座長の確認の上、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所のウェブサイトで公開するものとする。

### (検討会の任期)

第7条 任期は、検討会の所掌事項が完了するまでとする。

### (事務局)

第8条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所に置く。

(雑 則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については、検討会で定めるものとする。

(附 則)

本要綱は、令和元年11月11日から施行する。

一部改定 令和 3年 6月24日

一部改定 令和 5年 6月16日

小瀬川水防災タイムライン検討会構成機関

(構成機関)

大竹市

岩国市

和木町

中国電力(株)

西日本電信電話(株) 山口支店

(一社) 広島県LPガス協会

(一社) 山口県LPガス協会

西日本旅客鉄道(株) 広島支社

西日本旅客鉄道(株) 山口支社

西日本高速道路(株) 中国支社

(有) 大竹タクシー

いわくにバス(株)

日本放送協会 広島放送局

日本放送協会 山口放送局

(株) 中国放送

広島テレビ放送(株)

(株) 広島ホームテレビ

(株) テレビ新広島

広島エフエム放送(株)

山口朝日放送(株)

テレビ山口(株)

山口放送(株)

(株) エフエム山口

NPO法人 気象キャスターネットワーク

一社 広島県医師会

一社 山口県医師会

一社 中国建設弘済会

広島県

山口県

広島県警察本部

広島県警察 大竹警察署

山口県警察本部

山口県警察 岩国警察署

大竹市消防本部

岩国地区消防組合 消防本部

陸上自衛隊 第13旅団 司令部  
陸上自衛隊 第13旅団 第17普通科連隊  
気象庁 広島地方气象台  
気象庁 下関地方气象台  
中国地方整備局 太田川河川事務所  
中国地方整備局 広島国道事務所  
中国地方整備局 山口河川国道事務所  
中国地方整備局 弥栄ダム管理所

(オブザーバ)

中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所

(座長)

広島大学 大学院先進理工系科学研究科 内田龍彦 教授